

入札説明書に対する質問への回答（第2回）

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	章	1	(1)	ア	項目名	質問内容	回答
6	34	別紙3	1	(3)	-	売電代行委託料収入	<p>「[実売電収入－（売電代行委託料＋インセンティブ対象売電電力料（市納付分※））]>0の場合、[実売電収入－（売電代行委託料＋インセンティブ対象売電電力料（市納付分））]の金額は市の収入」とありますが、これでは事業者インセンティブの原理が働かなくなり、入札価格の低減にも繋がりません。従いまして、提案単価より高く電力会社と契約出来た場合は、その差額分も含めて事業者収入としていただくよう検討をお願いします。一方で、市況の変化により提案単価で契約出来なかった場合の費用負担が事業者となっています。事業者でコントロールできないリスクであるため、官民の公平性が保たれる条件に見直していただくよう検討をお願いします。</p>	<p>原案のとおりとします。 市況の変化のうち物価変動については、指標に基づく単価の見直しを行います。 また、入札説明書別紙3.1.(3)アの記載を以下の内容に改めます。</p> <p>(3) 売電代行委託料収入 ア 売電代行委託料収入の所掌の考え方が事業者が電力会社との間で締結する契約に基づき得られる売電収入（以下「実売電収入」という。）のうち、基準売電電力量に満つるまで事業者は、基準売電電力料相当額を売電代行委託料として収受することができ、また、基準売電電力量を超過した場合は、超過売電電力量に係る売電電力料（以下「インセンティブ対象売電電力料相当額」という。）の50%をインセンティブとして事業者はこれを収受することができ、当該売電電力料相当額の50%を、市所定の方法で市に納付する。なお、売電収入は市に帰属することから、非バイオマス分の単価変動により、[実売電収入－（売電代行委託料＋インセンティブ対象売電電力料（市納付分※））]>0の場合、[実売電収入－（売電代行委託料＋インセンティブ対象売電電力料（市納付分））]の金額は市の収入として、サービス購入料C及びDから差し引いて清算するものとする。 （※提案時のインセンティブ対象売電電力料相当額に基づき市に納付すべき金額）</p>